

2006年3月9日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2006年3月1日付けで諮問（第182号）された国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による本人に通知しないことは、3審議会の判断理由の(2)に述べたところにより認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本業務の実施に当たり必要な個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知をしないことの合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、老人保健法の規定に基づいて行っている基本健康診査について、

受診勧奨のため対象者へ受診票を送付している。

平成15年度までは40歳以上の全員に受診票を送付していたが、老人保健法の規定による適正化に伴い、当該事務を所管する市民健康課が「個人市民税県民税納付方法の特別徴収の有無の情報を本人以外から収集すること、目的外に利用すること、コンピュータ処理をすること」について平成16年3月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し、承認された。

この個人市民税県民税納付方法の特別徴収の有無の情報を使用して平成16年度、平成17年度と実施した結果、個人市民税県民税を特別徴収の方法により徴収される者のうち、常時5人以上の従業員を使用する適用事業者ではない自営業者等に雇用されている者、臨時に使用されている者で職域検診の対象となっていない者、既に退職している者など本来の受診対象者となるべき者へ受診票が送付されていないことがわかりました。そこで、基本健康診査の受診対象者をより正確に把握し、重複受診の防止と対象者への受診機会の付与により基本健康診査事業の適正化を図るために、新たに国民健康保険加入の有無の情報を目的外利用したいと依頼があったので、諮問するに至ったものである。

(2) 目的外利用させる必要性について

市民健康課では、基本健康診査の対象に該当しない者は職域検診が受けられる者とし、その者は個人市民税県民税を特別徴収の方法により徴収される者^者とほぼ同一であると考えて平成16年度と平成17年度に基本健康診査を行ってきた。ところが、自営業者やその家族従事者の多くが個人市民税県民税を特別徴収の方法により徴収される者^者でありながら、検診制度を設けることができない零細事業者であることが判明したということである。

この自営業者本人及び家族従事者からの問い合わせやそれらの人たちへ受診票を手書きで発行することに対する負担が大きく、また当初に受診票が発行されていない対象者からの市に対する不信感も大きくなっているということで、これらの対象者に検診の通知を送付するため、市民健康課では国民健康保険加入者の情報を目的外利用したいということである。

国民健康保険加入者の情報を市民健康課に目的外利用させることは、基本検診の適正な受診対象者を抽出するために必要と判断し、目的外利用させるものである。

(3) 目的外利用させる個人情報の内容について

国民健康保険加入の有無

(4) 目的外利用させることに伴う本人通知の省略について

目的外利用させることは、本来の受診対象者である者に基本健康診査受診票を発行するために行うものであり、当該対象者に不利益が生じるものでないため、本人通知を省略する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

これまでも、個人市民税県民税を特別徴収の方法により徴収される者を除くなどの処理をコンピュータを利用して行っており、新たに国民健康保険の加入者を抽出する作業は、迅速かつ的確に行わなければならないため、コンピュータ処理をする必要がある。

イ セキュリティ対策について

この抽出作業は、個人の分類を行うだけのものであり、受診対象者本人に受診票を通知するにとどまり、個人データが外部に流出することはない。

平成16年度から処理された基本健康診査のMT（磁気テープ）は、時系列的に管理され、藤沢市コンピュータ管理運営規程を遵守して適正な管理保管がされている。

(6) 実施時期について

2006年4月1日

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由に理由により、以下(1)から(3)までの判断をするものである。

(1) 目的外に利用させる必要性について

実施機関の説明によると、基本健康診査について市民健康課では個人市民税県民税納付方法の特別徴収の有無の情報を使用して基本健康診査の受診対象者を把握し、受診票を送付してきたが、かなりの対象者が漏れおり、受診票が送付されてこないことに対する問い合わせや受診票を手書きで発行する事務の負担が大きくなっているうえに、当初に受診票が発行されていない対象者からの市に対する不信感も大きくなっているということであり、国民健康保険加入の有無を目的外に利用させることは、基本健康診査の受診対象者をより正確に把握するとともに、重複受診の防止と受診対象者への受診機会を付与し、事業の適正化を図るために必要であると判断し、目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関の説明によると、本来の対象者である者に基本健康診査受診票を発行するために行うもので、当該対象者に不利益が生じるものではないため本人通知を省略したいとのことであるが、条例の原則に照らせば本人への通知を省略する合理的理由に乏しいものと思料される。

よって、自己情報のコントロール権を保障する必要から、基本健康診査事業の受診対象者を絞り込むために、保険年金課が管理している国民健康保険の加

入の有無の情報を市民健康課が目的外に利用することについて及び目的外に利用することに伴う事前の本人通知を省略する旨を、市民健康課が広報で十分に知らせることを条件に承認するものである。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

平成16年度と平成17年度の受診対象者の抽出に当たり、個人市民税県民税特別徴収の該当者を除くなどの作業はコンピュータを利用して行っており、新たに国民健康保険の加入者を抽出する作業も限られた時間内で処理することが必要で、迅速かつ的確に行わなければならないためコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

イ 安全対策について

本業務の処理に当たっては、ホストコンピュータ内で処理されるため外部に流出することがないこと、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程を遵守して行われることから、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上